

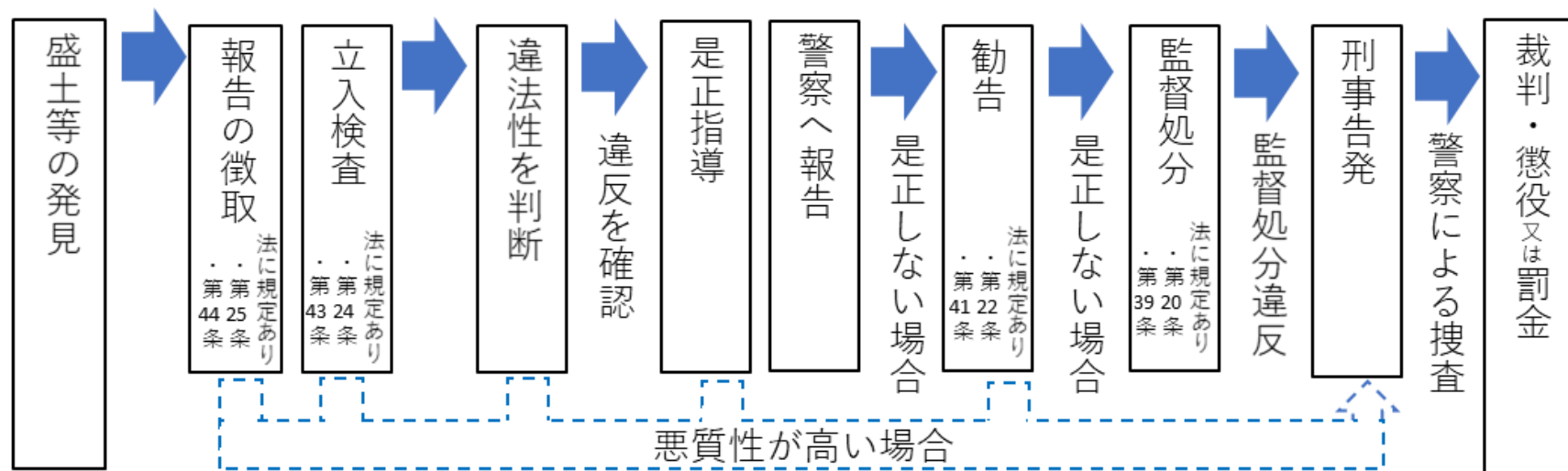
違反指導について

令和6年1月

盛土規制法の運用開始に伴い 違反・危険盛土等に対する指導を強化します

■違反指導について

【違反指導のフロー】



【罰則（主なもの）】

- 個人：3年以下の懲役または一千万以下の罰金（法第55条）、法人：三億円以下の罰金（法第60条）
・無許可工事 ・虚偽申請 ・命令違反（監督処分） ・技術的基準違反
- 個人：1年以下の懲役または三百万以下の罰金（法第56条）、法人：一億円以下の罰金など（法第60条）
・命令違反（改善命令） ・中間検査、完了検査違反 ・定期報告違反 ・立入検査拒否

■危険な既存盛土等について

- 法適用前の既存盛土等についても、危険性のある盛土等は是正指導の対象です。
- 是正指導に従わない場合は、勧告・改善命令や刑事告発を行います。